

平成28年度厚生労働省 予算案の主要施策

平成28年度厚生労働省予算案の主要施策(概要)

I 女性・若者等の活躍推進 ～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- ・子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進
- ・児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進
- ・安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進

- ・特機児童解消等の推進に向けた取組
- ・女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進
- ・マタニティハラスメント対策の強化

(2) 若者の活躍推進

(3) 高齢者等の活躍推進

- ・生涯現役社会の実現

- ・高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施
- ・起業等による高齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設

(4) 障害者等の活躍推進

- ・障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備
- ・農福連携などによる障害者の就労促進
- ・生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進
- ・がん患者等に対する就労支援の強化
- ・難病患者に対する相談支援体制の充実

(5) 外国人材の活用・国際協力

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援

3. 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

(1) 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

(2) 働き方改革の実現

- ・過労死等防止対策の推進
- ・良質なテレワーク・在宅就業の推進
- ・最低賃金・賃金の引上げ等生産性向上に向けた支援の拡充

4. 人材力強化・人材確保対策の推進等

- ・職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援
- ・産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等
- ・希望するキャリアの実現支援
- ・潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化
- ・雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進
- ・地方における良質な雇用の創出・人材育成

II 「健康長寿社会」の実現

1. 予防・健康管理の推進等

- ・データヘルスの効果的な取組の推進等
- ・糖尿病性腎症患者の重症化予防
- ・重複頻回受診者等への訪問指導等及び高齢者の低栄養防止等の推進の支援
- ・歯科口腔保健の推進
- ・患者のための薬局ビジョンの推進

2. 医療・介護等の充実

(1) 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

- ・平成28年度診療報酬改定
- ・地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革
- ・「かかりつけ医」による医療提供体制の構築
- ・特定行為に係る看護師の研修制度の推進
- ・被用者保険の拠出金に対する支援
- ・地域支援事業の充実
- ・認知症施策の推進

- ・介護ロボット等の開発・普及の加速化
- ・介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進

(2) 医療・介護分野におけるICT化の推進

- ・医療分野のICT化の推進等
- ・医療保険分野における番号制度の利活用推進
- ・介護分野の効率化・ICT化等による生産性向上の推進

(3) 難病・小児慢性特定疾病への対応

(4) 革新的医薬品・医療機器の創出等

- ・後発医薬品の使用促進・品質確保
- ・革新的医薬品・医療機器の実用化促進
- ・医療分野の研究開発の促進等
- ・クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築
- ・ゲノム医療の実用化に向けた取組の推進
- ・厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進

(5) 医療の国際展開等

3. 健康で安全な生活の確保

(1) 総合的ながん対策の推進

(2) 肝炎対策の推進

(3) 感染症対策の推進

(4) 慢性疼痛対策の推進

- ・危険ドラッグなどの薬物乱用・依存症対策
- ・TPPを踏まえた食の安心・安全の確保
- ・強靱・安全・持続可能な水道の構築
- ・原爆被爆者の援護対策の充実

4. 自立した生活の実現と安心の確保

- ・(1) 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築
- ・(2) 生活困窮者等に対する自立支援の推進
- ・(3) 自殺対策等の推進
- ・(4) 職没者遺骨収集帰還等の援護施策の充実
- ・(5) 情報セキュリティ対策
- ・(6) 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)
- ・(7) 年金生活者等支援臨時福祉給付金

5. 安心できる年金制度の確立

平成28年度厚生労働省予算案の主要施策

1 女性・若者等の活躍推進 ～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

(子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進) 【一部新規】

【1,931億円】

○ ひとり親家庭の自立を支援するため、子育て・生活から就業に関する相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。また、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりも実施する。

さらに、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

※収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いて改善(第1子分と同じ取扱い)
※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入(第1子分と同じ取扱い)

(参考) 【平成27年度補正予算案】

(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付)

【85億円】

・ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。

(ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等)

【7.7億円】

・ ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

(生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充)

【25億円】

・ 生活困窮世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことがないよう、現行の教育支援資金(生活福祉資金)の貸付上限額の引上げなどの拡充を図る。

(児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進) 【一部新規】 (一部社会保障の充実)

【1,271億円】

○ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保に係る体制の強化を行う。

○ 一時保護所等における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、家庭的養護の推進を図る。また、里親や養育者の住居において数名の子どもの養育を行うファミリーホームへの委託について、児童家庭支援センター等の里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

(参考) 【平成27年度補正予算案】

(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付)

【67億円】

・ 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う(これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。

(一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備)

【12億円】

・ 一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

(児童養護施設等における小規模化等のための整備)

【10億円】

・ 子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

(児童養護施設等における学習環境改善)

【2億円】

・ 就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

(安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備) (一部社会保障の充実) 【185億円】

- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。
※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

(参考) 【平成27年度補正予算案】

(不妊治療への助成拡大)

【7.1億円】

- ・ 初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進

(待機児童解消等の推進に向けた取組) 【一部新規】

【965億円】

- 女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。
- 保育人材確保対策として、保育士の資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げへの支援、若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備、学生の実習支援などを実施する。

(参考) 【平成27年度補正予算案】

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等 (「待機児童解消加速化プラン」の前倒し))

【501億円】

- ・ 待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う(安心子ども基金を積み増して実施)。

(保育人材確保のための取組の推進)

【714億円】

- ・ 保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。
また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る(内閣府予算に計上)。

4

(事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進)

【835億円※】

※内閣府予算に計上

- 待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

〔事業主拠出金の拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行+0.1%)、法定する。
拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)とする。〕

① 企業主導型保育事業(運営費、整備費) 【新規】

【運営費308億円、整備費488億円】

- ・ 設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。
 - 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
 - 整備費、改修費、賃借料も支援
 - 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
 - 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
 - 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
 - 地域枠の設定は自由 など
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【新規】

【3.8億円】

- ・ 残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(補助額:2,200円)でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

③ 子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及 【一部新規】

【27億円】

- ・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。
- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

5

(子ども・子育て支援新制度の実施) 【一部新規】 (一部社会保障の充実)

【2兆1,790億円※】

※内閣府予算に計上

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

※ 平成28年度予算案における充実の内容

- ・賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

- ・保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。

② 地域子ども・子育て支援事業(市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援)

- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)) 【新規】

【109億円※】

※内閣府予算に計上

- 年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。

※ 子どものための教育・保育給付の内数として内閣府予算に計上

(女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進) 【一部新規】

【165億円】

- 「女性の活躍・両立支援総合サイト」において企業の情報開示を進めるとともに、助成金の支給や中小企業に対する取組支援の強化により、中小企業を含めた企業の取組を加速化する。

- 中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大(介護支援プラン)するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

また、労働政策審議会における検討を踏まえ、介護休業給付の給付率の引き上げ(40%→67%)を実施する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

- マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充を行い、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。また、訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、ひとり親や、出産・育児等によるブランクがある女性に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。

- 育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援制度における育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスの新設等を行う。

(マタニティハラスメント対策の強化) 【一部新規】

【1.9億円】

- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」)について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を追加するなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。